

@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリ利用規約（西日本）

第1条 (規約の適用)

当社は、この@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリ利用規約（以下「この規約」といいます。）を定め、当社@T COM（アットティーコム）Biz 契約約款（以下「接続サービス契約約款」といいます。<https://www.t-com.ne.jp/biz/entry/>）とこの規約により、光コラボレーション事業者である当社がNTT 西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款（以下「IP 契約約款」といいます。）のメニュー5を用いて提供する電気通信サービス（以下「@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリ」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

2. この規約の変更は、当社が定めた日（以下、「効力発生日」といいます。）に効力を生じるものとします。
3. 当社は、この規約を変更する場合、契約者に対し、当該変更の効力発生日の相当期間前までに、この規約を変更する旨及び変更後のこの規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、当該変更が会員の利益に適合するときは、変更の効力発生日後速やかに上記の方法において周知するものとします。
4. 契約者は、この規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第3条 (契約内容)

当社は、IP 契約約款に定める下記のIP通信網サービスを当社が@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリとして提供します。この場合 IP 契約約款の当社は株式会社TOKAIコミュニケーションズ、IP通信網サービスは@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリと読み替えます。

2. 接続サービス契約約款の定めとIP 契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。
3. この規約の定めとIP 契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

IP 契約約款における規定
メニュー5－1の100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3又は10Gb/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの
メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー3－1、200Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの
メニュー5に係るルータ機能付回線接続装置
メニュー5に係る無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置
メニュー5に係るIP v6通信相手先拡張機能
メニュー5に係る通信相手先識別符号追加機能
メニュー5に係る無線LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置

第4条 (対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款

で規定する方法に従って契約者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 (提供条件等)

- I P 契約約款 第22条（I P 通信網サービス利用権の譲渡）の定めが適用されないものとします。
2. I P 契約約款 第26条（付加機能の提供）及び第29条（端末設備の提供）の定めが適用されないものとします。
3. I P 契約約款 第63条（附帯サービス）の利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行は提供いたしません。
4. I P 契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1（9）（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用（光もつと2割））、（13）（学校に限定した利用料金の割引の適用）、（21）（複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用（グループ割））及び（22）（端末設備に係る長期継続利用申出による機器利用料の適用）の定めが適用されないものとします。
5. I P 契約約款 料金表 第2表 第2の1（7）（学校に限定した工事費の割引の適用）の定め及び（8）（工事費の分割払いの適用）が適用されないものとします。
6. I P 契約約款 附則に定める利用料金及び工事に関する費用に関する割引に係る規定については、そのいずれも適用されないものとします。（I P 契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。）
7. I P 契約約款第22条の2（I P 通信網サービスの転用）に規定する契約者回線の転用を行う場合であって、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用が、I P 契約約款 料金表 第2表 第2の1(8)の規定による分割支払いを完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を契約者に引き継ぐこととし、契約者はその分割支払金を当社に支払うものとします。
8. I P 契約約款第22条の2（I P 通信網サービスの転用）に規定する転用を行う場合であって、転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引（西企営第44号（平成24年6月14日）の附則第2条、西企営第29号（平成25年5月31日）の附則第3条、西企営第195号（平成26年3月31日）の附則第12条並びに西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第10条及び第11条に規定する割引を含みます。）を受けており、転用前のメニュー5に係るI P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、その提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の満了前に@T C O M（アットティーコム）Bizヒカリの解除があった場合は、契約者はI P 契約約款の各条の第3項に規定する額を当社が定める期日までに支払うものとします。
9. I P 契約約款第22条の2（I P 通信網サービスの転用）に規定する転用を行う場合であって、転用前の契約者回線がメニュー5-1の100M b/sのプラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5-2もしくは1G b/sのプラン1、プラン2もしくは10G b/s、又はメニュー5-2の100M b/sのカテゴリー1、カテゴリー2もしくはカテゴリー3-2のものである場合は、メニュー5-1の100M b/sのプラン5-1、200M b/sもしくは1G b/sのプラン3もしくは10G b/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の100M b/sのカテゴリー3-1、200M b/sもしくは1G b/sもしくは10G b/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るものへの品目等の変更を行っていただき、その品目又は細目の変更に係る工事費を契約者は、当社に支払うものとします。
10. 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供するサービスの契約者が、事業者変更（当社が提供する光コラボレーションサービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスもしくは NTT 西日本株式会社が

I P 契約約款により契約者に提供する I P 通信網サービス、又は光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスから、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行することをいいます。以下、「事業者変更」といいます。) の請求を行った場合、契約者は当社が定める規定により、対応するものとします。この場合において、当社が提供する光コラボレーションサービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス、又は NTT 西日本株式会社が I P 契約約款により契約者に提供する I P 通信網サービスへ移行する際の当社を「変更元事業者」といい、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスから、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行する際の当社を「変更先事業者」といいます。

なお、契約者は NTT 西日本株式会社が I P 契約約款により提供するサービスに事業者変更を行うための請求を行った場合、契約者は NTT 西日本株式会社が I P 契約約款に規定するところにより対応することに、あらかじめ同意するものとします。

- 1 1. 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供するサービス（メニュー 5 – 1 に係るものに限ります。）の利用者又は NTT 西日本株式会社と相互接続契約を締結した他の電気通信事業者（以下、接続事業者といいます。）が NTT 西日本株式会社の設備と相互接続して役務提供する光サービス（シェアドアクセス方式による提供に限ります。以下、同じとします。）の利用者が、光回線の再利用によるサービス移行（当社が提供する光コラボレーションサービスから、接続事業者が NTT 西日本株式会社の設備と相互接続して役務提供する光サービス、または接続事業者が NTT 西日本株式会社の設備と相互接続して役務提供する光サービスから、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行することをいいます。以下、「光回線再利用」といいます。）の請求を行った場合、利用者は当社が定める規定により、対応するものとします。この場合において、光回線再利用によるサービス移行元の事業者を「再利用元事業者」、光回線再利用によるサービス移行先の事業者を「再利用先事業者」といいます。なお、光回線再利用については、NTT 西日本株式会社が別に指定する方法に従って当社が申し込みを行うこととします。
- 1 2. 本項 5 又は 7 の規定にかかわらず、分割支払金を契約者が当社に支払っている場合において当社を変更元事業者として事業者変更又は光回線再利用を行う場合、その分割支払金を当社に一括して支払うものとします。
- 1 3. 当社を変更元事業者として事業者変更又は光回線再利用が行われた場合、契約者回線に係る工事の態様に応じた利用料金の割引の期間中である場合は、その割引は終了となります。また、受領していない特典がある場合には、その権利は失効いたします。
- 1 4. 当社を変更元事業者として事業者変更又は光回線再利用を行う場合、当社に対し利用料金等の支払い期日を超過した未払い料金や分割払いとなっている工事費の残債等がある場合、停止中もしくは変更中の手続きがある場合、ご連絡いただいた方の本人確認がとれない場合には事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号の発行手続きは行わないものとします。
- 1 5. この規約に定める事項以外については、I P 契約約款の定めが適用されるものとします。

第 6 条 (提供料金)

当社は、この規約の第 1 項に規定する I P 通信網サービスについては、I P 契約約款 料金表に定める利用料金及び工事に関する費用に代えて、次に定める額が適用されるものとします。

ア) メニュー 5 に関する利用料金

基本料（1 契約者回線ごとに月額）

区分	料金額（税込）
----	---------

メニュー 5 - 1 に係るもの	100 Mb/s のプラン 5 - 1 のもの	5,500 円	
	200 Mb/s のもの	5,500 円	
	1Gb/s のプラン 3 のもの	5,500 円	
	10Gb/s のもの	6,050 円	
メニュー 5 - 2 に係るもの	100 Mb/s のカ テゴリー 3 - 1 のもの	プラン・ミニに係るもの	4,180 円
		プラン 1 に係るもの	4,180 円
		プラン 2 に係るもの	4,180 円
	200 Mb/s のも の	プラン・ミニに係るもの	4,180 円
		プラン 1 に係るもの	4,180 円
		プラン 2 に係るもの	4,180 円
	1Gb/s のもの	プラン・ミニに係るもの	4,180 円
		プラン 1 に係るもの	4,180 円
		プラン 2 に係るもの	4,180 円
	10Gb/s のもの		6,050 円

加算額

機器利用料（1 装置ごとに月額）

区分		料金額（税込）
回線接続装置	ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	275 円
	無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 対応型ホームゲートウェイ）	385 円
	増設装置	110 円
	無線 LAN 内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 内蔵ホームゲートウェイ）	550 円

付加機能

付加機能利用料（月額）

区分	単位	料金額（税込）
I Pv 6 通信相手先拡張機能 (フレッツ・v 6 オプション)	1 契約者回線ごとに	0 円
通信相手先識別符号追加機能 (追加ネーム)	追加する 1 の通信相手 先識別符号ごとに	110 円

請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額（税込）
発行手数料	1 の請求書の発行ごとに (ただし支払債務の口座 振替等ができる金融機関 等の届出・登録が当社と 行われていない場合)	330 円

収納手数料	1の請求書によるI P通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	-
-------	------------------------------------	---

イ) メニュー5に係る手続きに関する料金

区分	単位	料金額（税込）
契約料（契約事務手数料として）	1契約ごとに	3,300円

I P契約約款第22条の2（I P通信網サービスの転用）の規定により転用があったときは、申込者は、以下に規定する転用に関する料金を支払うものとします。

区分	単位	料金額（税込）
転用手続き費（契約事務手数料として）	1契約ごとに	3,300円

契約者が当社を変更先事業者として事業者変更を行ったときは、契約者は、以下に規定する事業者変更に関する料金を支払うものとします。

区分	単位	料金額（税込）
事業者変更手続き費（契約事務手数料として）	1契約ごとに	3,300円

契約者が当社を変更元事業者として対面や電話による方法にて事業者変更を行ったときは、契約者は、以下に規定する事業者変更に関する料金を支払うものとします。

区分	単位	料金額（税込）
事業者変更承諾番号発行手数料（転出手数料として）	1契約ごとに	3,300円

契約者が当社を変更元事業者として対面や電話による方法にて光回線再利用を行ったときは、契約者は、以下に規定する光回線再利用に関する料金を支払うものとします。

区分	単位	料金額（税込）
光回線再利用承諾番号発行手数料（転出手数料として）	1契約ごとに	3,300円

ウ) メニュー5に係る工事に関する費用

契約者回線の設置もしくは移転、品目もしくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置もしくは移転、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置もしくは廃止、無線LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線LAN内蔵ホームゲートウェイ）の設置もしくは廃止、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区分	単位	料金額（税込）
ア 基本工事費 (ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	8,250円

		加算額	3,850 円
(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	2,200 円	
イ 交換機等工事費	1 契約者回線ごとに	1,100 円	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	10,340 円
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	2,310 円
エ 機器工事費	(ア) 回線接続装置であって (イ)以外のもの	別に算定する実費	
	(イ) 配線設備多重装置	1 の工事ごとに	10,340 円
オ 光回線再利用手続き費	1 契約者回線ごとに	6,600 円	

エ) 品目もしくは細目（保守の態様による細目を除きます）の変更に関する工事

メニュー5－1の100Mb/sのプラン1、プラン2、プラン3もしくはプラン4もしくは1Gb/sのプラン1もしくは10Gb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー1又はカテゴリー2のものからメニュー5－1の100Mb/sのプラン5－1、200Mb/sもしくは1Gb/sのプラン3もしくは10Gb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー3－1、200Mb/sもしくは1Gb/sもしくは10Gb/sのものへの品目又は細目の変更（メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー2のものからメニュー5－1の100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3もしくは10Gb/sのものへの品目又は細目の変更を除きます。）に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費については適用されないものとします。

オ) その他の料金及び工事に関する費用

ア) からエ) 以外の料金及び工事に関する費用については、IP契約約款の規定に定めるところによります。

第7条 (個人情報の第三者への開示等)

契約者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意するものとします。

- ア) 氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報のNTT西日本株式会社への提供。
- イ) 協定事業者（IP契約約款 第3条19欄に規定するものをいいます。ただし、契約者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）、特定事業者（IP契約約款 第3条11欄に規定するものをいいます。）、NTT西日本株式会社が別に定める携帯・自動車電話事業者（ただし、契約者が契約を締結しているものに限ります。）又はメニュー7の契約者（ただし、契約者が契約を締結しているものに限ります。）から請求があった場合又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、NTT西日本株式会社が、その協定事業者、特定事業者、携帯・自動車電話事業者、メニュー7の契約者又は変更先事業者への、契約者の氏名、住所等の情報の開示。
- ウ) NTT西日本株式会社の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等契約者に関する情報の開示。

- 工) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

第8条 (その他)

- I P 契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1（10）（I P v 6による契約者回線間通信等に係る取扱い）の規定にかかわらず、その契約者回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（I P 契約約款 第22条の2（I P 通信網サービスの転用）に規定する転用を行ったものに限ります。）の場合は、NTT 西日本株式会社は当社が提供する@T COM（アットティーコム）Biz ヒカリの利用者に対して、当社に提供する1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なセキュリティファイル（セキュリティファイル供給先追加機能により追加されるものを除きます。）を供給します。
2. 当社は、前号に関して、転用前及びセキュリティファイル供給の提供有無の変更時（NTT 西日本株式会社の都合により、当社からセキュリティファイルの提供を受けられなくなる場合を含みます。）には、契約者（転用前については、申込者）に対して、セキュリティファイル供給の提供有無（提供の終了日時を含む）を、契約者（転用前については、申込者）に、事前（セキュリティファイル供給の提供有無の変更時は少なくとも90日以上前）に書面で通知するものとします。
3. 当社及び NTT 西日本株式会社は、セキュリティファイル供給を提供しないことに伴い、契約者（転用前については、申込者）に発生する損害については、責任を負いません。

（附則）

この約款は 2025 年 12 月 18 日より実施します。

以上